

議 第 2 号

地方の農地の保全と活用のための支援拡充を
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣 あ て
農 林 水 産 大 臣
国 土 交 通 大 臣
内閣府特命担当大臣（規制改革）
内閣府特命担当大臣（地方創生）
デジタル田園都市国家構想担当大臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

日本の農地は、宅地等への転用や荒廃農地の発生等によって大幅に減少し、農業従事者の高齢化や農業の担い手不足等から減少が止まらず、再生利用が困難な荒廃農地が増加傾向にある中、国際情勢等に起因する不測の事態に備え、食料安全保障を見据えた荒廃農地の発生防止と解消が重要となっている。

国は、農地の集約等や民間企業等の農業参入を促進しており、都市部では企業等への農地の賃借によって担い手が確保され、市民農園等の整備が進む一方で、農村部では依然、その担い手の確保が困難であるため、地方の担い手不足を企業等や都市部の人々が補うことができる取組が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、自治体や企業等との連携を強化し、国民や企業等が地方の農地を保全、活用する活動に参入しやすい環境を整備するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 地方において、半農半Xの農業人材を創出し、農業用施設用地に設置できる農業用施設に半農半Xの人材確保を促すサテライトオフィスや宿泊施設等を加えるとともに、日帰り型・滞在型市民農園の整備促進を図ること。
- 2 国のテレワークの支援窓口において、地方の農地の貸付を促す情報を提供するなど、テレワークと農業の融合を積極的に推進すること。
- 3 荒廃農地の発生防止・解消に向けて、多面的機能支払交付金、農山漁村振興交付金について、企業等の活用の拡大や予算の拡充を図り、特定地域づくり事業推進交付金の自治体と企業等の連携の下での活用や企業等が活用した耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の復活を検討すること。